

(一社) 熊本県作業療法士会マスコットキャラクター おて丸

## キャラクター使用の手引き

- キャラクターを正しく使っていただくために必ずお読みください。
- 熊本県作業療法士会マスコットキャラクター利用に関する規定に従い、正しく使用してください。



(一社) 熊本県作業療法士会

# 1. 著作権と商標権等について

- 熊本県作業療法士会マスコットキャラクターおて丸に関する著作権・商標権等は熊本県作業療法士会に帰属します。
- 個人使用を除き、必ず熊本県作業療法士会に事前に申請を行い、承認を受けてから使用してください。

## 2. 申請手続きについて

- 熊本県作業療法士会マスコットキャラクター利用に関する規定に従い、使用してください。
- 使用料は無料です。

# ①申請に必要な物

■ マスコットキャラクター使用（更新）申請書

■ 申請者の概要が分かる書類（定款、規約等） ※法人・団体の場合

マスコットキャラクター使用申請書は熊本県作業療法士会ホームページからダウンロードできます。<http://www.kumamoto-ot.jp/>

下記まで郵送してください

提出先 〒861-8045 熊本市東区小山2丁目25－17

熊本県作業療法士会 広報部マスコットキャラクター係

（一社）熊本県作業療法士会

会長 牛島由紀雄 殿

申請者 住所 熊本県熊本市○○  
氏名又は 株式会社熊本  
名称及び代表者名 熊本 太郎<sup>印</sup>

マスコットキャラクター使用（更新）申請書（一般用）

熊本県作業療法士会マスコットキャラクターの利用に関する規程第 3 条の規定により、  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

|      |         |                                                                      |
|------|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 使用目的 |         | 親しみやすいパンフレットを作成する<br>SNS を利用した広報活動を行い、施設への関心を高める<br>発表資料を視覚的に読みやすくする |
| 使用期間 |         | ○○年 ○月 ○日 ～ ●●年 ●月 ●日                                                |
| 使用内容 |         | 施設紹介のパンフレットに使用<br>施設の SNS 画像アイコンに使用<br>イベントでの看板に使用 学会での発表資料に使用       |
| 添付書類 |         | ・企画書（レイアウト・使用方法などがわかるもの）<br>・その他参考となる資料                              |
| 連絡先  | 所属・担当者名 | 熊本 花子                                                                |
|      | 電話番号    | ○○○-○○○-○○○○                                                         |
|      | FAX 番号  | ●●●-●●●-●●●●                                                         |
|      | e-mail: | ○○○○@●●●●                                                            |

送付先：（一社）熊本県作業療法士会 広報部マスコットキャラクター係

〒861-8045 熊本市東区小山 2-25-17-103

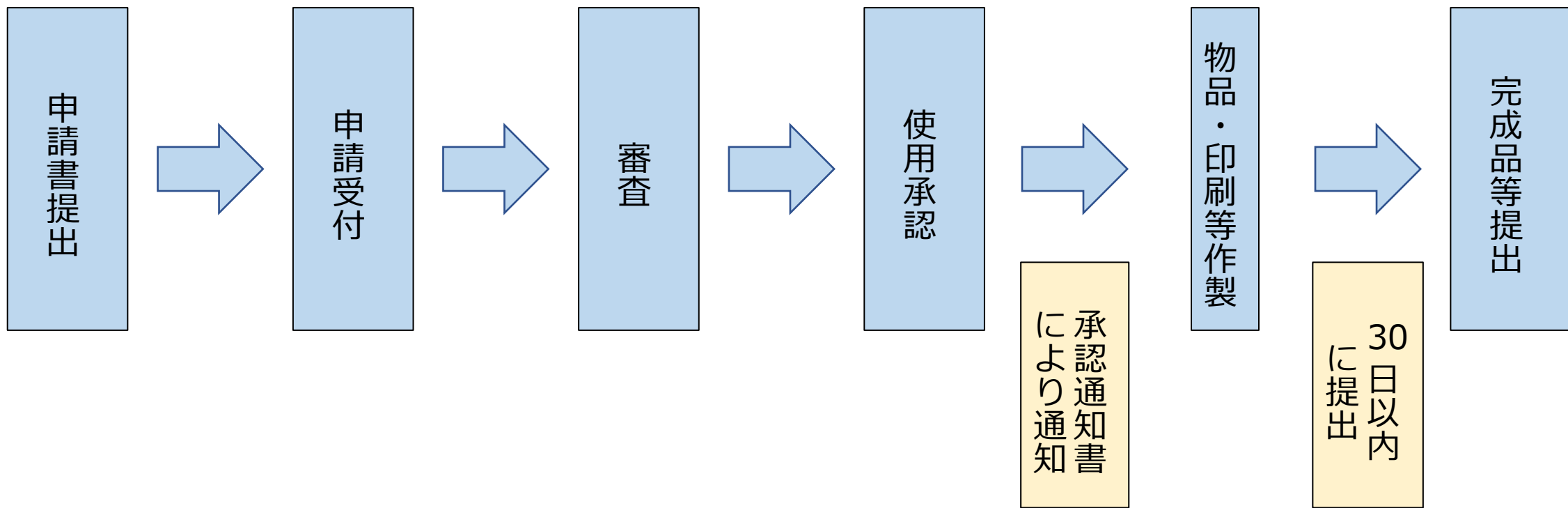
## ②申請書記入例

■マスコットキャラクター使用（更新）  
申請書は熊本県作業療法士会ホーム  
ページ「各種手続き」からダウンロードで  
きます。

■記入例を参考に赤字部分を記入し  
てください。

■記入後、押印の上、添付書類を添  
えて提出ください。

### ③申請から承認までの流れ



■ 申請受付から使用承認までは、約1週間から10日間程度お時間をいただきます。

## ④承認できない場合

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合。
- (2) 熊本県作業療法士会の信用又は品位を傷つけるものと認められる場合。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える利用と認められる場合。
- (5) 「おて丸」のイメージを損なう恐れがあると認められる場合。
- (6) イラスト等のデザインが熊本県作業療法士会の指定したポーズと異なっていると認められる場合。ただし、熊本県作業療法士会会員又は熊本県作業療法士会会長が特に必要と認めたものが利用許諾を申請した場合にはこの限りではない。
- (7) イラスト等を使用した商品等が、熊本県作業療法士会の製造又は販売物と誤認されると認められる場合。
- (8) 「おて丸」について商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を国内外において新たに設定し、又は登録しようとする行為があると認められる場合。
- (9) 利用目的若しくは用途以外の使用し、又は使用に関する利用許諾を他に譲渡若しくは転貸しようとするものと認められる場合。
- (10) その他、会長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合。

## ⑤完成品の提出

■キャラクターを使用した日から30日以内に、キャラクターを使用して製作した物品又は印刷物等の完成品を提出してください。ただし、現物の提出が難しい場合は、その使用状況が分かる写真を提出してください。

■承認された内容を変更する場合は、マスコットキャラクター使用内容変更申請書を提出してください。

## ⑥遵守事項

1. 承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、熊本県作業療法士会会長が指示する条件に従うこと。
2. キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
3. 定められたキャラクターの色及び形状を改変して使用しないこと。
4. 熊本県作業療法士会又はキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
5. 熊本県作業療法士会会長が認める場合を除き、キャラクターに近接して「熊本県作業療法士会マスコットキャラクター おて丸」、「熊本県作業療法士会 おて丸」、「おて丸」、「熊本県作業療法士会マスコットキャラクター」と表記すること。
6. キャラクターを使用した日から30日以内に、キャラクターを使用して製作した物品又は印刷物等の完成品を提出すること。
7. 意匠登録、商標登録、その他著作物に関する自己の権利の登録をしないこと。

### 3. デザインについて

■ 熊本県作業療法士会マスコットキャラクター利用に関する規定に従い、正しく使用してください。

# デザイナー1



1-1 やったー右手



1-2 やったー両手



1-3 やったー左手

# デザイナー2



2-1 いくぞー



2-2 打腱器



2-3 赤牛

# デザインー3



3-1 お礼



3-2 お正月挨拶 寅年



3-3 お正月 寅年

# デザイナー4



4-1 紹介



4-2 セルフチェック



4-3 趣味活動

# デザイナー5



5-1 口腔ケア



5-2 交流

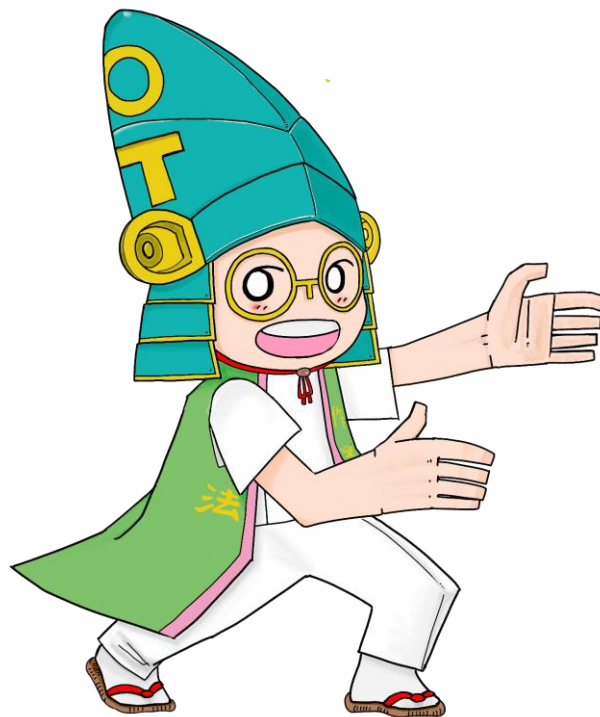


5-3 料理

# デザイナー6



6-1 園芸



6-2 じゃーん



6-3 マスク

# デザインー7



7-1 車



7-2 お正月挨拶 兎年



7-3 お正月挨拶 兎年

# デザイナー8



8-1 拍手



8-2 謝罪

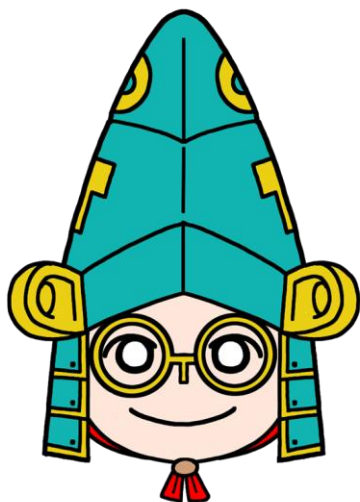


8-3 笑顔

# デザイナー9



9-1 微笑み



9-2 微笑み(顔のみ)



9-3 笑顔(顔のみ)



9-4 ニヒヒ(顔のみ)

# ①デザインに関する注意事項

■デザインと併せて「熊本県作業療法士会マスコットキャラクター おて丸」、「熊本県作業療法士会 おて丸」、「おて丸」、「熊本県作業療法士会マスコットキャラクター」のいずれかを表記してください。配置については、できる限りキャラクターデザインの近くに表記するようにしてください。また、フォント（書体）及びフォントサイズについての指定はありません。

■特定の企業や団体等を公認・応援・推奨するような使用はできません。ただし、熊本県作業療法士会と連携協力する企業、団体等についてはこの限りではありません。